情報通信審議会 電気通信事業政策部会 (第62回) 議事録

- 1 日時 令和4年7月26日(火)9:30~10:10
- 2 場所 Web会議による開催
- 3 出席者
- (1)委員(敬称略)

森川 博之(部会長)、岡田 羊祐(部会長代理)、石井 夏生利、 泉本 小夜子、江﨑 浩、高橋 利枝(以上6名)

(2) 専門委員(敬称略) 相田 仁、関口 博正(以上2名)

(2)総務省

<総合通信基盤局>

竹村 晃一 (総合通信基盤局長)、近藤 玲子 (総務課長)

• 電気通信事業部

木村 公彦 (電気通信事業部長)、飯村 博之(事業政策課長)、

片桐 義博 (料金サービス課長)、

寺本 邦仁子(料金サービス課企画官)、

河合 直樹 (料金サービス課課長補佐)、

浅川 貴義 (料金サービス課課長補佐)、

山口 真吾 (電気通信技術システム課長)

(3)事務局

久保田 昌利 (情報流通行政局情報通信政策課総合通信管理室長)

4 議 題

• 議決案件

「固定電話を巡る環境変化等を踏まえたユニバーサルサービス交付金制度 等の在り方」について

【令和3年12月8日付け諮問第1233号】

開 会

○森川部会長 それでは、皆様方、おはようございます。いつもありがとうございます。 ただいまから情報通信審議会第62回電気通信事業政策部会を開催いたします。

本日もウェブ会議にて会議を開催しておりまして、現時点で6名の委員の方々に御出席いただいて、定足数は満たしております。

オンラインでの会議となりますので、皆様、御発言の際はマイク及びカメラをオンに し、お名前をいただいた後に御発言をお願いできればと思います。

また、本日の会議の傍聴につきましては、ウェブ会議システムによる音声のみでの傍 聴とさせていただいております。

議決案件

「固定電話を巡る環境変化等を踏まえたユニバーサルサービス交付金制度等の在り方」に ついて

【令和3年12月8日付け諮問第1233号】

○森川部会長 それでは、お手元の議事次第に従いまして議事を進めてまいります。本日の議題は議決案件1件となります。諮問第1233号「固定電話を巡る環境変化等を踏まえたユニバーサルサービス交付金制度等の在り方」について審議をお願いいたします。

それでは、接続政策委員会主査の相田専門委員及びユニバーサルサービス政策委員会 主査代理の関ロ専門委員から、まず、御説明をお願いできますでしょうか。

○相田専門委員 接続政策委員会主査の相田でございます。

それでは、諮問第1233号「固定電話を巡る環境変化等を踏まえたユニバーサルサービス交付金制度等の在り方」につきまして、接続政策委員会及びユニバーサルサービス政策委員会における調査検討の結果を御報告させていただきます。

まず、本件に係るこれまでの経緯について御説明させていただきます。本件は、令和 3年12月に開催された第60回電気通信事業政策部会の中で、接続政策委員会及びユニバーサルサービス政策委員会において調査検討を進めることとされていたものです。 同月以降、接続政策委員会を計5回、ユニバーサルサービス政策委員会を計8回開催 し、両委員会において事業者ヒアリングや論点整理に係る議論等を積み重ね、今般、お 手元の資料62-1-1のとおり、「固定電話を巡る環境変化等を踏まえたユニバーサ ルサービス交付金制度等の在り方」として、両委員会合同で報告書を取りまとめました。

それでは、報告書の構成について御説明させていただきます。資料62-1-1の目次を御覧ください。第1章で、「はじめに」として検討の経緯等を説明し、第2章から第4章までで各論点について方向性等をまとめ、第5章で、「おわりに」として、総務省、NTT東日本・西日本に対して所要の措置を求める形としております。

続けて、第2章から第4章にまとめております各論点の概要について御説明させてい ただきます。

まず、「第2章 ワイヤレス固定電話の提供開始に伴う接続料負担及び補填の在り方等」では、NTT東日本・西日本が令和5年度第2四半期以降にワイヤレス固定電話を提供開始であることを見据え、その接続料負担及び補填の在り方等について整理を行いました。接続政策委員会では、このうち、接続料負担の在り方等に関する内容の調査検討を行いました。

第2章のうち、補填の在り方等に関する内容、また、第3章及び第4章につきましては、ユニバーサルサービス政策委員会において調査検討を行っていただいた部分でございますので、その内容につきましては、同委員会の関口主査代理から御説明をお願いしたいと思います。

○関口専門委員 ユニバーサルサービス政策委員会主査代理の関口でございます。主査 の三友先生が御所用のため、主査代理の私から、ユニバーサルサービス政策委員会での 調査検討の結果について御説明いたしたいと思います。

「第2章 ワイヤレス固定電話の提供開始に伴う接続料負担及び補填の在り方等」につきまして、ただいま相田主査から説明がございましたが、ユニバーサルサービス政策委員会では、このうち、補填の在り方等に関する内容の調査検討を行いました。

「第3章 I P網への移行に伴う補填の在り方等」では、令和4年度以降、公衆交換電話網から I P網への疎通ルートの切替えが行われる予定であることを踏まえ、ユニバーサルサービスの範囲の見直し、第一種公衆電話の補填額算定、I P網への移行期間中の補填額算定方法について整理を行いました。

「第4章 公衆電話の設置基準の変更に伴う第一種公衆電話の削減と公衆電話の補填

の在り方」では、令和4年4月1日から、第一種公衆電話の設置基準の緩和、災害時用 公衆電話のユニバーサルサービスへの追加が行われていることなどを踏まえ、第一種公 衆電話の削減と補填、災害時用公衆電話の補填について整理を行った次第でございます。

これら各論点の内容を含む報告書の詳細につきましては、両委員会の事務局である総 務省から説明いただきたいと思います。よろしくお願いいたします。

○河合料金サービス課課長補佐 それでは引き続きまして、両委員会で事務局を務めて おります総務省より、資料 62-1-1 に基づきまして、報告書の詳細の部分を御説明 させていただきます。資料 62-1-1、1 ページを御覧ください。

「第1章 はじめに」でございます。まず、検討の経緯をまとめてございますが、1 段落目、日本電信電話株式会社等に関する法律の一部改正によりまして、NTT東日本・西日本は、他の事業者の電気通信設備を用いて電話の役務の提供を行うことが可能となったところでございます。すなわち、NTT東西はワイヤレス固定電話の提供が可能となったことを記載してございます。

また、2段落目でございますが、固定電話のマイグレーションの中で、令和4年度以降、PSTNからIP網へ疎通ルートの切替えが行われる予定であることを記載してございます。

続いて3段落目、令和3年7月の答申を踏まえた第一種公衆電話の設置基準の緩和及び災害時用公衆電話のユニバーサルサービスへの追加が行われたことを記載してございます。

こうした点を踏まえて、一番最後の部分でございますが、ユニバーサルサービス交付 金制度等の在り方等について、提言を取りまとめたものである旨を御説明してございま す。

続きまして、3ページ、ここからが「第2章 ワイヤレス固定電話の提供開始に伴う接続料負担及び補填の在り方等」についての章でございます。

まず、「第1節 検討の背景」でございますが、ページ中ほどで、ワイヤレス固定電話では、NTT東日本・西日本が卸提供を受ける携帯電話網がアクセス網の役割を果たすこと。

また、一番下の段落でございますけれども、全国の加入電話回線数 1,360万回線に対して、ワイヤレス固定電話の回線数としては、導入開始 10年後の時点では、4ページ目、一番上ですが、10万回線前後になると見込まれていること。

また、電話網全体で、この10年後の時点では、年額約20から30億円のコスト削減効果が現れると試算されていること。

そして、ワイヤレス固定電話について、令和5年度第2四半期以降のサービス提供開始が予定されていること。こうした点を説明してございます。

続いて、同じページ中ほどから、第2節といたしまして、ワイヤレス固定電話の接続 料負担の在り方について整理した結果をまとめてございます。

5ページ目、下方部分でございますが、ワイヤレス固定電話の設備のうち、加入電話のアクセス網部分を代替するために利用される携帯電話網等につきましては、基本料に対応する設備とみなすことが適当であること。

また、これに対して、コア網の設備については接続料原価の範囲とすることが適当で あること。こうした点をまず1つ目の柱立てとして整理いただいてございます。

続いて6ページ目、2つ目の柱立てといたしまして、接続料原価の算定方法でございます。

7ページ下方の「3)方向性」でございますが、下から2段落目、ワイヤレス固定電話の接続料原価の範囲となる各設備の性質に着目いたしまして、各設備の原価をLRI C方式または将来原価方式で算定することが適当であると記載してございます。

他方で、8ページ目、下方の部分でございますが、このような方法によって、ワイヤレス固定電話及び加入電話の接続料原価を試算いたしますと、少なくとも向こう10年間程度は、ワイヤレス固定電話が導入されていないと仮定した場合の原価を上回ってしまうことが見込まれると判明したところです。

この点につきまして、ワイヤレス固定電話の制度趣旨を踏まえますと、ワイヤレス固 定電話が導入された結果、接続事業者の負担が増大することは適当ではない、このよう な整理を記載してございます。

したがいまして、9ページでございますが、ワイヤレス固定電話が導入された状況での接続料原価とワイヤレス固定電話が導入されていないと仮定した場合の接続料原価を 比較いたしまして、前者が後者を上回る場合には、ワイヤレス固定電話が導入されてい ないと仮定して接続料原価を算定することが適当、このようにまとめてございます。

特に電話網のIP網への移行期間中につきましては、10ページ目、2段落目でございますが、ワイヤレス固定電話の導入回線数が導入初期ということでごく限定的となることから、10ページ目、一番最後の部分でございますが、接続料原価の比較を省略い

たしまして、ワイヤレス固定電話が導入されていないと仮定して接続料原価を算定する ことが適当。このようにもまとめていただいたところでございます。

続きまして、12ページ目、最後、3つ目の柱立て、「接続料の設定方法」についてでございますが、下から2段落目に書いてございますとおり、設備構成や品質を踏まえて、電話網のIP網への移行後においては、ワイヤレス固定電話の接続料は、メタルIP電話及びひかり電話と同一の接続料として算定することが適当と整理してございます。また、13ページ、1段落目でございますけれども、電話網のIP網への移行期間中は、ワイヤレス固定電話の接続料は加入電話と同一の接続料として算定することが適当と整理いただいております。

続きまして、13ページ下側の部分、ここからが第3節といたしまして、「ワイヤレス固定電話の提供開始に伴う補填の在り方等」について、各項目、整理を行ったものでございます。

まずは1つ目の項目、加入者回線アクセスについてでございますけれども、16ページでございます。まずは基本的な考え方を2つ御説明しております。下から2段落目でございますけれども、現行の加入電話の補填額の算定方法の考え方を基本とし、加入電話及びワイヤレス固定電話を合わせて補填の取扱いを検討することが適当。このように書いてございます。

また2つ目でございますが、17ページ目、一番上の行でございます。補填額の算定方法は、ワイヤレス固定電話への置き換えによる効率性向上の効果を反映したものとすることが必要。このように記載してございます。

具体的には、ページ中ほどでございます。ワイヤレス固定電話が導入されていないとした場合の加入電話の補填額をベースといたしまして、ここから効率性向上の効果に対応する金額を控除する、引き算することが考えられる。このようにまとめていただいております。

この控除する金額につきましては、一番下側の段落でございますが、ワイヤレス固定 電話が導入されていないとした場合のメタル回線単価の分布において、実際にはワイヤ レス固定電話である回線による補填額への寄与を控除することが適当と整理いただきま した。

このような考え方に基づきまして補填額を試算した結果を、18ページ、下側の表に お示ししてございます。表の黄色く塗っている行の部分を御覧いただければと思います。 続きまして、19ページ目でございます。このような考え方を取ることを原則といたしますが、1段落目に書いてございますとおり、ワイヤレス固定電話の導入初期においては、実際のモバイルアクセス単価が高額となることが見込まれることから、補填額の算定においては、モバイルアクセス単価を考慮した補正を行うことが適当。このような結論をいただいているところでございます。

具体的には、ワイヤレス固定電話導入開始から一定の間の経過措置といたしまして、この経過措置の間はワイヤレス固定電話が導入されていないとした場合のメタル回線単価分布から導出される補填額を補填する。このような期間を設けることも併せて整理いただいたところでございます。

続きまして、21ページへお進みください。同じく加入者回線アクセスのうち、光I P補正に伴う補正について整理いただいております。一番下の段落でございますが、光 IP補正に伴うワイヤレス固定電話の回線数の補正方法については、まずはワイヤレス 固定電話の回線数について、局舎単位で加入電話の回線数の補正率と同率を乗じること により補正を行うことが適当と整理いただいたところでございます。

続きまして、22ページ目、ここから2つ目の項目といたしまして、「離島特例通信 及び緊急通報」についてまとめてございます。

一番下の部分、方向性でございますが、まずは離島特例通信でございます。ワイヤレス固定電話の通話料については、NTT東西は全国一律のフラットな料金とする方向で検討している旨、説明がございました。

これを前提といたしまして、次の23ページ目、一番上の行でございますが、ワイヤレス固定電話の離島特例通信については、ユニバーサルサービスとして位置づける必要はないと整理いただいてございます。

他方、その次の行、ワイヤレス固定電話の緊急通報でございますが、こちらは現在の加入電話の緊急通報に係る補填の扱いを踏襲し、緊急通報つなぎ込み回線部分のコストのうち、従前からの高コスト地域分を補填することが適当と整理いただいております。

最後、3つ目、「制度運用」についてでございますが、24ページ、2つ目の段落でございます。NTT東西によるワイヤレス固定電話導入に係る計画の策定状況及びその進捗状況、また、ワイヤレス固定電話導入による効率性向上の効果、こうした点を継続的に確認することが必要とおまとめいただいたところでございます。

以上が、第2章 ワイヤレス固定電話についての整理の内容でございます。

続きまして、25ページ目、こちらから第3章といたしまして、IP網への移行に伴う補填の在り方等について整理いただきました内容をまとめてございます。

まずは「第1節 検討の背景」でございますけれども、2段落目に書いてございますとおり、PSTNのIP網への移行につきましては、NTT東西が令和3年1月にIP接続を開始し、令和7年1月にIP網への移行を全て完了する。また、その中で、特に令和6年1月に通話料金の体系を現在の距離別の区分から全国一律の新規料金とすること、このような説明を行っているところでございます。

26ページ目でございますが、一番上の段落、現在のユニバーサルサービスは、距離 別料金区分を前提とした役務を対象としていることから、IP網への移行の影響につい て検討を行ったものが本章となります。

○寺本料金サービス課企画官 それでは、説明者が替わりまして、第2節以降について 御説明させていただきます。

まず、「第2節 ユニバーサルサービスの範囲の見直し」について御議論いただきました。

「1 離島特例通信」でございますが、第2段落目、IP網への移行に伴う全国一律料金の適用により、離島特例通信の必要性が薄れることから、IP網への移行後の本件特例のユニバーサルサービスとしての扱いについて御検討いただきました。

27ページ下方に「2)方向性」と記しておりますが、IP網への移行に伴い全国一 律料金となることから離島に対する特例料金のメリットがなくなり、離島通信を特例扱いとする必要性がなくなるため、当該特例通信はユニバーサルサービスの対象外とする ことが適当であると、おまとめいただいております。

次に、「2 第一種公衆電話の市内通信」についても御議論いただきました。

28ページ、第2段落目になりますが、IP網への移行に伴い、第一種公衆電話についても距離別料金区分がなくなり、料金精算のためのトラヒックとして「市内通信」と「その他の通信」を区別する必要がなくなることから、ユニバーサルサービスの対象としての第一種公衆電話の「市内通信」を特定できなくなるおそれがあるとされておりました。

4 段落目、上記を踏まえ、I P網への移行後の第一種公衆電話の「市内通信」のユニバーサルサービスとしての扱いについて御検討いただきました。

29ページ、2段落目の下部になりますが、公衆電話における「市内通信」は、依然

として「基礎的な通信手段」として重要な意味を持っており、引き続きユニバーサルサービスの対象とすることが適当と、おまとめいただいております。

30ページ目、グラフの下の段落になりますが、一方で、公衆電話の「市内通信」の トラヒックが減少傾向にある点は事実でございますので、今後の環境変化を見極めつつ 補填の在り方と合わせて検討していく必要があるといった点も付記いただいております。

また、第一種公衆電話の市内通信を引き続きユニバーサルサービスの対象とする場合、 どのように補填額を算定するかについても、第3節で御議論いただきました。

30ページ下部、「1) 市内通信に係る補填額の算定方法」と記しておりますが、公 衆電話発信の市内通信には、NTT東西が料金設定しているものと、公衆電話に接続し ている電気通信事業者が提供しているサービスが存在しております。

3 2ページ目、一番上の段落でございますが、このため、「市内通信」に係る補填額の算定のためには、接続事業者による「市内通信」の接続料及びトラヒックの把握が必要となることから、IP網への移行後の扱いについて御検討いただきました。

32ページ最後尾に「4)方向性」として記しておりますが、33ページ目4行目から、補填額算定に当たっては、以下の理由からNTT東西の料金設定分のみを対象とすることが適当であるといった御結論をいただいております。

2ポツ目下部にございますように、NTT東西と接続事業者間の収益・費用は理論上 同額である点。3ポツ目、システム改修によっても接続事業者からデータが取得できな い場合、推計値を使用せざるを得なくなるが、値の取り方によっては恣意的な数字とな る可能性があり適切ではない、といった理由をいただいております。

次に、第4節について、説明者を交替させていただきます。

○河合料金サービス課課長補佐 続きまして、「第4節 IP網への移行期間中の補填 額算定方法」につきまして御説明させていただきます。

その次の行に書いてございますとおり、電話のユニバーサルサービス制度におきましては、その負担が最終的には利用者に転嫁されているといったことも踏まえまして、現在、LRICモデルを適用した補填額の算定を行っているところでございます。

次の34ページにお進みいただきまして、このような中で、IP網への移行期間中の 補填額算定へのLRICモデルの適用方法等について、本節では検討を行っていただい たものでございます。2つの柱に分けて整理いただきました。

1つの柱立て、LRIC方式による補填額の算定でございます。34ページ、一番下

の部分、方向性のところを御覧いただければと思いますが、IP網への移行期間中の補 填額の算定については、接続料算定に用いるモデルと補填額算定に用いるモデルの整合 を取るため、第8次PSTN-LRICモデルによる補填額算定値と第9次IP-LR ICモデルによる補填額算定値、これらの加重平均値を取りまして、これを補填額とす ることが適当、このように御議論いただきました。

続きまして、35ページへお進みいただきまして、2つ目の柱立てでございます。第9次IP-LRICモデルをどのように適用するのかという適用方法でございますけれども、36ページ、「3)方向性」の部分でございます。1段落目、第9次IP-LRICモデルについては、長期増分費用モデル研究会での御検討の中で、ロジックの一部が十分に効率的な設備配置を行えるものとなっていないことが指摘されたところでございます。

このことに対しまして、2段落目でございますが、第9次IP-LRICモデルをアクセス網の設備配置ロジックが十分に効率的な設備配置を行えるものとなるように見直すことが必要である。このように結論をいただいてございます。

また、37ページへお進みいただきまして、一番上の行でございます。このロジックの見直しには一定の期間を要する可能性もございますことから、見直しに係る対応が完了するまでの間の補填額の算定には、モデル研究会の中で提案されているとおり、第9次IP-LRICモデルをモデル外で補正した上で、そのモデルを適用することが暫定的な対応としては妥当である。このように整理いただきました。

その上で、最後の段落ですが、今後速やかにロジックを見直した上で、見直し後のモデルを適用した補填額の算定を行えるように努めることが必要であると整理いただいているところでございます。

以上が第3章と内容となりまして、引き続き、説明者が替わりまして、第4章を御説明させていただきます。

○寺本料金サービス課企画官 それでは、「第4章 公衆電話の設置基準の変更に伴う 第一種公衆電話の削減と公衆電話の補填の在り方」について御説明させていただきます。

「第1節 検討の背景」といたしまして、第1段落目、第一種公衆電話については、 昨年の答申において、災害時用公衆電話をユニバーサルサービスに加えるとともに、交 付金全体の支出を抑制し効率化を図る観点から設置基準の緩和を図ることが適当と、お まとめいただきました。これを受けまして、本年4月1日から、第一種公衆電話の設置 基準の緩和と災害時用公衆電話のユニバーサルサービスへの追加が行われております。

今般、第一種公衆電話の撤去費用を踏まえた今後の第一種公衆電話の補填の在り方について御議論いただきました。

「第2節 第一種公衆電話の削減と補填」といたしまして、まず「1 NTT東日本・西日本による削減と補填期間」について御議論いただきました。

40ページ目、「2) 方向性」と記しておりますが、1段落目、補填の在り方については適用期限を区切って議論すべきであり、例えば、令和4年度からのSTEP1、令和9年度からのSTEP2及びそれ以降の3期間に分けて検討することが適当である。

2段落目、後半部分になりますが、新たな設置基準台数を上回る台数、こちら「超過 設置台数」としておりますが、超過設置台数については、STEP2終了後は撤去に要 する費用も含め補填の対象外とすることが適当である。

3段落目、超過設置台数分及び撤去費用の補填は、STEP1の5年間を当初の対象期間とし、STEP2での補填の在り方は、STEP1終了後に撤去状況や撤去による費用効率化効果等を今回の見直しの目的と照らし合わせて検討すべきと、おまとめいただきました。

また、「3)NTT東日本・西日本による削減計画」と記しておりますが、総務省からの要請に基づきまして、本年6月30日にNTT東西より具体的な削減計画を報告及び公表いただいております。

2段落目、最後尾になりますが、STEP1では全体の6割、STEP2では残りの4割を削減し、10年間で7.9万台を削減する予定であるといった報告をいただいております。

こちらにつきましては、41ページ、2段落目にございますように、今後、総務省に おいてフォローしていくことが適当であるとしております。

次の論点になりますが、41ページ目、後半部分、「2 第一種公衆電話の撤去に要する費用への補填」について御議論いただきました。

第1段落目、昨年の答申では、超過設置台数分の撤去に係る費用については補填を行 うことが適当であると、おまとめいただきました。本年は、その補填の在り方について、 先ほどの削減計画の考え方を踏まえて御議論いただきました。

42ページ目、中頃から始まっております「2)方向性」でございますが、第1段落目にございますように、撤去費用については、撤去費及び除却損を対象とし、補填開始

時期については、令和5年度申請分、令和4年度実績分から対象とすることが適当と、 おまとめいただきました。

また、第2段落目、対象期間については、STEP1の5年間を当初の対象とし、STEP2での補填の在り方は、STEP1終了後に検討を行う。また、STEP3では超過設置台数分の撤去費用の補填は行わないことが適当と、おまとめいただいております。

最後、下から2段落目、「ただし」としておりますが、補填額の算定に当たっては、 詳細な費用項目や地域ごとの内訳等を確認し、真に必要な経費のみを補填の対象とする ことが適当と、おまとめいただきました。

次、43ページ目、最下段の「3 ユニバーサルサービスごとの収支と補填額との関係」についても御議論いただきました。

44ページ、第1段落目にございますように、第一種公衆電話の補填額の算定に当たっては収入費用方式を採用しております。一方、近年、NTT東西の実際の赤字額を補填額が上回る状況が続いておりました。

44ページ、最後尾にございますように、超過設置台数の撤去費用を補填の対象に追加する議論が進んでいる以上、過補填ともいえる状況は看過できないため、こちらについても追加で御議論いただきました。

45ページ、後半部分の「2)方向性」としておりますが、まず第1段落目、ユニバーサルサービス交付金制度では、交付金を赤字の一部に充てるという考え方を取っております。

こういった理念も踏まえまして、46ページ目冒頭から、特別の理由がない限り、補 填に当たっては実際の収支差額を上回らないようにすべきである。

また、第3段落目として、今回の見直しは収入費用方式を採用している第一種公衆電話のみを対象とすべきとしております。

また、第4段落目に、今後も、ユニバーサルサービス収支の赤字額を、LRIC方式により算定された補填額が大きく上回ることが続く場合は、将来的に補填額の算定方法について見直しを行う必要があるといった御議論もいただきました。

次に、46ページ目後半部分、「4 その他(第一種公衆電話の設置場所)」について も御議論いただいております。

第1段落目にございますように、昨年の答申では、第一種公衆電話を、国民・利用者

にとって、外出時における最低限の通信手段を満たすものであると捉えた場合に、設置場所が戸外か屋内かで第一種公衆電話か否かを区別する運用を見直すことが適当と、おまとめいただきました。

NTT東西の説明によれば、残置の社会的要請が高いと想定される施設として、病院や学校等に一定程度残置させる見込みとされておりますため、第一種公衆電話の屋内設置についても御議論いただきました。

47ページ、「3)方向性」の一番下の段落になりますが、対象時間や利用者が限定され、必ずしも公衆が常時または容易に使用できるとは言い難い設置場所については、第一種公衆電話の設置の趣旨を踏まえるとともに、当該電話機の利用実態等に基づく設置の必要性を考慮した上で、第一種公衆電話としての設置の要否を検討すべきと、おまとめいただいております。

次に、その下、「5 その他 (第二種公衆電話の削減との関係)」についても御議論い ただきました。

段落1つ目、NTT東西の令和4年度事業計画によりますと、第二種公衆電話についても、一定程度の削減を予定していることが判明いたしました。

こういった点も踏まえまして、第一種公衆電話の第二種公衆電話への転用の可否について御議論いただきました。

49ページ目冒頭、「3)方向性」に記載しております。第1段落目、第一種公衆電話は、最終的には利用者負担において維持しているものでありますので、設置基準より大幅に超過する台数を長期間利用者負担による補填の対象としつつ、その間にNTT東西が採算性を理由に第二種公衆電話の撤去を進めることは、利用者の理解を得難いと考える。

このため、第一種公衆電話の撤去のために当該人員を振り分けるなど、第一種公衆電話の撤去に優先的に取り組むべきであると、おまとめいただきました。

最後、「第3節 災害時用公衆電話の補填」について御議論いただきました。

2 段落目、昨年の答申では、災害時用公衆電話の補填に当たっては、「第一種公衆電話に係る交付金の額も合わせた総額として国民への負担を増やさない」ことが求められております。第一種公衆電話の効率化によって得られる費用削減効果を具体的に把握する必要がありますため、災害時用公衆電話の補填額の算定方法の在り方については、撤去費用を含む第一種公衆電話への補填額との合計額も踏まえた上で検討いただきました。

50ページ、「3)方向性」の第1段落目にございますように、災害時用公衆電話に係る費用については、昨年、対象はアクセス回線部分のみとすることが適当と答申いただきました。

それを踏まえまして、第3段落目、このため、初期の折衝期間終了後もしくはSTE P1の期間中から第一種公衆電話の削減効果やNTT東西の作成する削減計画を踏まえ、以下の点について検討を行うべきとしております。

検討事項の1ポツ目ですが、令和3年度決算値を基に算定される補填額を基準に、令和4年度、本年度以降の第一種公衆電話の設置に係る補填額の差額を「費用効率化効果額」とし、当該額が撤去費用を上回ることになった場合に、災害時用公衆電話への補填を開始すること。

2ポツ目、2行目からになりますが、災害時用公衆電話への補填開始後の「補填対象額」と「費用効率化効果額」との差額の扱いについても検討することと、おまとめいただきました。

最後、おめくりいただきまして51ページ目に、「第5章 おわりに」としておりますが、今まで御説明させていただきました第2章から第4章まで、ワイヤレス固定、IP網への移行、公衆電話の設置基準の変更に伴います接続料やユニバーサルサービス交付金による補填の在り方について、総務省及びNTT東西に対し、所要の措置を求める形でまとめております。

以上、資料の御説明になります。御審議のほど、よろしくお願いいたします。

○森川部会長 ありがとうございます。ただいまユニバーサルサービス制度の交付金の 補填の在り方等につきまして御説明いただきましたが、皆様方、何か御意見あるいは御 質問等はございますか。チャット機能にてお知らせいただければと思いますが、いかが ですか。特にございませんか。

ありがとうございます。特に御意見、御質問等ないようでしたら、定足数も満たしておりますので、ただいまの御説明を了承し、資料62-1-1、「固定電話を巡る環境変化等を踏まえたユニバーサルサービス交付金制度等の在り方」の報告書を当部会の答申(案)としまして、答申案について、広く国民の皆様方から意見を募集することとしたいと思いますが、いかがでしょうか。御異議がある場合には、チャット機能でお知らせいただければと思います。よろしいですか。

(異議の申出なし)

それでは、案について意見募集することとし、意見募集の期間あるいは手続などについては事務局に一任することとさせてください。よろしいでしょうか。

ありがとうございます。本日、相田先生、関口先生、また、河合補佐、寺本企画官から 御説明いただきました内容につきまして、これからも総務省においては、制度整備が必要 であると思っております。ぜひ、総務省、また、NTT東日本、NTT西日本につきまし ては、本報告書を踏まえて所要の措置等を検討いただければと思っております。

閉 会

○森川部会長 それでは、以上で本日の議題は終了いたしました。

委員の皆様方から何かございますか。

事務局から何かございますか。

- ○久保田総合通信管理室長 事務局からは特にございません。
- ○森川部会長 ありがとうございます。それでは、本日の会議はこれにて終了とさせて ください。

次回の日程につきましては、開催日が決まり次第、事務局より改めて御連絡差し上げます。

以上で閉会とさせていただきます。ありがとうございました。